

京都市国際交流会館条例

(設置)

第1条 外国人と市民の交流に関する活動その他地域の国際化に資する活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市国際交流会館

位置 京都市左京区栗田口鳥居町2番地の1

(事業)

第2条 京都市国際交流会館(以下「会館」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 外国人と市民の交流に関する活動その他地域の国際化に資する活動のための施設の提供
- (2) 地域の国際化に資する情報の収集及び提供
- (3) 地域の国際化に関する相談
- (4) 地域の国際化に資する講座及び研修
- (5) 地域の国際化に資する調査及び研究
- (6) 外国人と市民の交流に関する活動を行う団体との連携
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 会館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで(利用の許可)

第5条 イベントホール、会議室、研修室及び別館並びに付属設備を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、会館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)及び駐車場を利用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、会館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成元年8月3日規則第55号で平成元年9月12日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成6年3月31日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第74号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月26日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市国際交流会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市国際交流会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この条例による改正後の京都市国際交流会館条例(以下「改正後の条例」という。)第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第5条の規定による許可の申請を行ったもの及び自動車を退場させたものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の京都市国際交流会館条例(以下「改正前の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行ったもの及び自動車を退場させたものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

4 この条例の施行の前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可の申請を行ったものであつて、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 この条例の施行の前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

附 則(平成20年12月25日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日条例第114号)

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前の申請に係る京都市国際交流会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。
附 則(平成31年3月28日条例第63号)

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- この条例による改正後の京都市国際交流会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市国際交流会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(適用区分)
- 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

区分		利用料金		
		午前	午後	夜間
イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	円 23,360	円 34,040	円 30,480
	その他の日	19,480	28,280	25,450
会議室	日曜日、土曜日及び休日	21,790	31,950	30,480
	その他の日	18,120	26,600	25,030
第1会議室及び第2会議室	日曜日、土曜日及び休日	4,400	6,280	6,180
	その他の日	3,660	5,130	5,020
第3会議室及び第4会議室	日曜日、土曜日及び休日	3,660	5,020	4,920
	その他の日	3,030	4,400	4,190
研修室	日曜日、土曜日及び休日	8,690	12,250	11,940
	その他の日	7,330	10,370	10,050
別館	日曜日、土曜日及び休日	12,150	17,070	16,020
	その他の日	10,160	14,140	13,400
駐車場		1時間以内につき 410		
		1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに100円を加えた額		
付属設備		別に定める。		

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- イベントホール又は特別会議室を準備、練習等のために利用する場合の利用料金の上限額は、この表により計算した額の10分の5に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて施設(駐車場及び付属設備を除く。)を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。